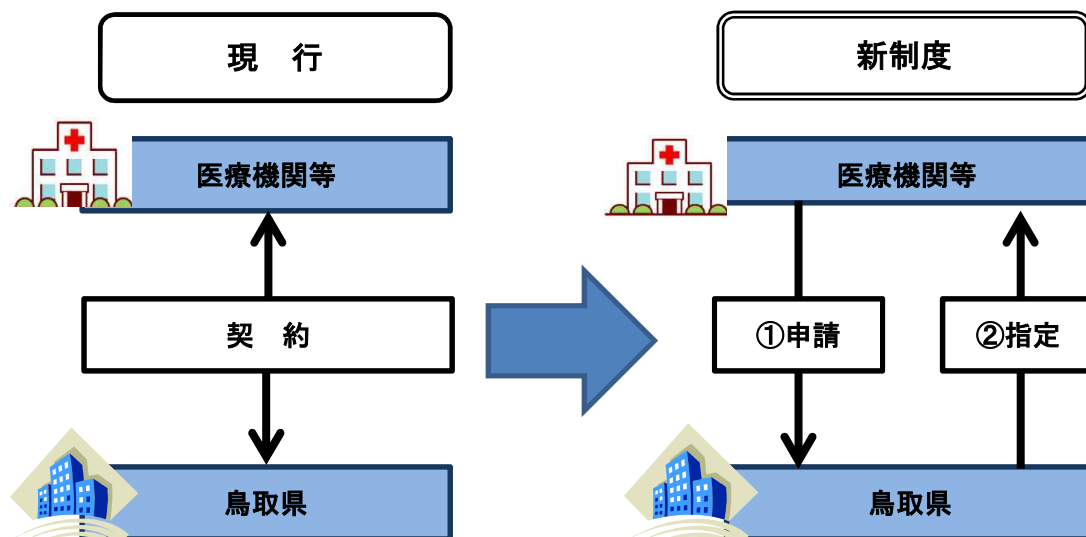


# 新たな難病医療助成制度における 指定医療機関の申請手続きについて

## 指定医療機関について

- ◆ 「難病の患者に対する医療費等に関する法律」（以下「難病法」といいます。）が、平成27年1月1日から施行となり、新たな難病医療費助成制度が実施されます。
- ◆ 新制度では、知事の指定を受けた医療機関等（以下「指定医療機関」といいます。）が行う医療に限り、難病患者の方が助成を受けることができます。
- ◆ 指定医療機関の指定を受けるためには、申請の手続きが必要になります。
- ◆ 裏面に申請手続き等を記載しております。御参照の上、必要な手続きを行ってくださいますようお願いいたします。
- ◆ 現行制度における委託契約を締結している医療機関等や鳥取県医師会に加入している医療機関も、新制度では申請が必要になります。



難病患者の方が、生活に身近な地域で医療を受けることができるよう、指定申請に御協力  
くださいますようお願いいたします。

### 【問い合わせ先】

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課がん・生活習慣病対策室

電話：0857-26-7194

FAX：0857-26-8143



## 指定医療機関の要件・責務

### 【要件】（難病法第14条第1項）

- ◆ 以下の医療機関等であること。
  - 保険医療機関
  - 保険薬局
  - 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
  - 介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者（訪問看護を行うものに限る。）
  - 介護保険法に規定する指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護を行うものに限る。）
- ◆ 難病法第14条第2項で定める欠格事項（申請書裏面参照）に該当していないこと。

### 【責務】（難病法第16条・第17条・第18条）

- ◆ 指定医療機関は、指定難病の患者の療養生活の質を向上を図るため、良質かつ適切な特定医療を行わなければならない。
- ◆ 指定医療機関の診療方針は、健康保険の診療方針の例による。
- ◆ 指定医療機関は、特定医療の実施に関し、知事の指導を受けなければならない。

## 指定医療機関の申請手続

### 【申請手続き】

別添「指定医療機関指定申請書」を郵送で下記宛に提出してください。

※同一の開設者が多数の医療機関（薬局など）の申請を行う場合は事前に御相談下さい。

### 【提出先（郵送先）】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課 がん・生活習慣病対策室

難病法に係る各種のお知らせや申請書様式をホームページに掲載しています。申請書が不足する場合はダウンロードしてください。

【ホームページ URL】 <http://www.pref.tottori.lg.jp/219276.htm>

※上記URLに直接アクセスしていただくか、鳥取県ホームページ（トップ）右上の検索バーから“難病対策”と検索してください。

## 留意事項

- ◆ 指定後、鳥取県から申請者宛に指定書を送付します。
- ◆ 指定医療機関の名称、所在地等は、鳥取県ホームページ等で公開する予定です。
- ◆ 指定の有効期間は6年間です。更新の手続きについては、健康保険法の保健医療機関又は保険薬局の指定の更新方法に準じて行います。